

平成18年5月8日

各 位

会社名 荒川化学工業株式会社
本社所在地 大阪市中央区平野町1丁目3番7号
代表者名 取締役社長 末村 長弘
(コード番号 4968 東証第一部、大証第一部)
問合せ先 取締役経理部長 山中 勝之
T E L (06)6209-8500(代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月8日開催の取締役会において、平成18年6月22日開催予定の第76期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」が平成18年5月1日に施行されたことにもない、次のとおり変更をおこなうものであります。

(1)定款に定めることが可能となる事項に関し、以下の規定を新設するものであります。

- ・株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供(変更案第15条)
- ・取締役会の決議の省略(変更案第24条)

(2)定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更などの所要の変更をおこなうものであります。

(3)上記各変更にもない、条数の変更をおこなうものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月22日

定款変更の効力発生日 平成18年6月22日

以上

【定款変更の内容】

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、荒川化学工業株式会社と称し、英文では ARAKAWA CHEMICAL INDUSTRIES, LTD. と表示する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 生松脂および一般林産物の採取・精製加工ならびにこれらの化学製品の製造・販売および輸出入</p> <p>(2) 各種塗料、油脂、樹脂、医薬品、工業薬品および香料の製造・販売ならびに輸出入</p> <p>(3) 前各号に付帯する一般商品の製造・販売および委託加工ならびに輸出入</p> <p>(4) 前各号に関連する技術情報資料の提供、製造技術の販売ならびに製造設備の販売施工</p> <p>(5) 不動産の賃貸借および売買</p> <p>(6) 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、52,800,000株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(機 関)</p> <p><u>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>(1) 取締役会</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>(2) 監査役</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>(3) 監査役会</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、52,800,000株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は<u>商法第 2 1 1 条ノ 3 第 1 項 第 2 号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>(<u>1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>) 第 7 条 当社の<u>1 単元の株式の数</u>は、1 0 0 株とする。 2. 当社は<u>1 単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない</u>。</p> <p>(<u>名義書換代理人</u>) 第 8 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く</u>。 2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する</u>。 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない</u>。</p> <p>(<u>株式取扱規則</u>) 第 9 条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料</u>については、<u>取締役会</u>の定める株式取扱規則による。</p> <p>(<u>基準日</u>) 第 1 0 条 当社は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする</u>。</p>	<p>(<u>株券の発行</u>) 第 7 条 当社は、<u>株券を発行する</u>。</p> <p>(自己の株式の取得) 第 8 条 当社は、<u>会社法第 1 6 5 条第 2 項</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>) 第 9 条 当社の<u>単元株式数</u>は、1 0 0 株とする。 2. 当社は、<u>第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる</u>。</p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>) 第 1 0 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く</u>。 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する</u>。 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない</u>。</p> <p>(<u>株式取扱規則</u>) 第 1 1 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会</u>において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第13条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主の代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第15条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法) 第16条 取締役は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第18条 <u>当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により定める。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により</u>、取締役の中から取締役社長1名を<u>選任</u>し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第19条 取締役会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、代理権を<u>証明</u>する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する最終の事業年度</u>に関する定時株主総会<u>の終結</u>の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって</u>、取締役の中から取締役社長1名を<u>選定</u>し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第22条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則) 第21条 取締役会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第22条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法) 第23条 監査役は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(監査役の任期) 第24条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤の監査役) 第25条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法) 第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第24条 <u>当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規則) 第25条 取締役会に関する事項は、法令<u>または</u>本定款のほか、<u>取締役会において</u>定める取締役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法) 第27条 監査役は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する最終の事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役) 第29条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集) 第<u>26</u>条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第<u>27</u>条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規則) 第<u>28</u>条 監査役会に関する事項は、法令および本定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</p>	<p>(監査役会の招集) 第<u>30</u>条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第<u>31</u>条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規則) 第<u>32</u>条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める</u>監査役会規則による。</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>(営業年度) 第<u>29</u>条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</u></p>	<p>(事業年度) 第<u>33</u>条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日まで<u>1年とする。</u></p>
<p>(利益配当金) 第<u>30</u>条 当社の<u>利益配当金</u>は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</u></p>	<p>(期末配当および基準日) 第<u>34</u>条 当社は、<u>毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p>
<p>(中間配当金) 第<u>31</u>条 当社は、<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定に従い中間配当金を支払うことができる。</u></p>	<p>(中間配当および基準日) 第<u>35</u>条 当社は、<u>毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p>
<p>(除斥期間) 第<u>32</u>条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払いの開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(除斥期間) 第<u>36</u>条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払いの開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>